

市第56号議案

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例  
の一部改正

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

令和 2 年11月27日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例  
の一部を改正する条例

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31  
年12月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 2 項中「100 分の 132.5」を「100 分の 130  
」に、「100 分の 112.5」を「100 分の 110」に改める。

第 4 条第 2 項中「100 分の 132.5」を「100 分の 130」に、「10  
0 分の 225」を「100 分の 222.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 2 年12月 1 日に在職する職員に対して支給する期末手当に  
関する特例措置）

2 令和 2 年12月 1 日に在職する職員（同日前 1 箇月以内に退職し  
、又は死亡した職員を含む。）に対して支給する同日に係る期末  
手当に関するこの条例による改正後の横浜市職員に対する期末手  
当及び勤勉手当に関する条例（以下「新期末・勤勉手当条例」と

いう。) 第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 127.5」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 107.5」とする。

(市長等及び議員に対して支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年 8 月横浜市条例第25号）第 8 条第 1 項に規定する市長等及び横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年 8 月横浜市条例第30号）第 4 条第 1 項に規定する議員に対して支給する令和 2 年12月 1 日に係る期末手当に関する新期末・勤勉手当条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 222.5」とあるのは、「100 分の 220」とする。

### 提 案 理 由

本年10月に本市人事委員会から、本市職員の期末手当について改定を行うよう勧告があったので、これを尊重し、期末手当の支給割合を減ずるため、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。



」とする。

(第3項から第5項まで省略)

(特別職職員の期末手当)

第4条 (第1項省略)

2 前項の規定により第2条第1項の規定を適用する場合において

は、同項中「 $\frac{100 \text{ 分の } 130}{100 \text{ 分の } 132.5}$ 」とあるのは「 $\frac{100 \text{ 分の } 222.5}{100 \text{ 分の } 225}$ 」とする

。